

京都市告示第 536 号

平成21年4月1日から、平成13年3月30日付け京都市告示第429号（公印の新調）の一部を次のように改めます。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

項目	旧	新
名称	理財局税務部収納対策課専用京都市長印	行財政局税務部収納対策課専用京都市長印
用途	理財局税務部収納対策課における税務事務に係る証明、通知等の事務	行財政局税務部収納対策課における税務事務に係る証明、通知等の事務

(理財局税務部収納対策課)